

書評

Catherine Lee, *Policing Prostitution, 1856-1886: deviance, surveillance and morality*

(Pickering & Chatto, 2013)

田村 俊行

—

『売春の取り締まり、1856-1886 逸脱・監視・道徳』と題する本書は、治安の歴史を参照することにより、伝染病法という売春行為の国家管理を目的とした法律に迫ろうとするものである。舞台となるのは、一九世紀後半におけるイングランド南東部のケント州である。まず、その内容に入る前に、売春史研究をめぐる動向について、本書の關係する範囲においてふれておきたい。

売春という問題は、女性、宗教・道徳、貧困、法律、病など、多様な視点から検討されうるひとつの研究領域であるが、近代のイギリス（帝国）をフィールドとする研究

に限っていえば、とりわけ一九八〇年代以降では、私的な売春行為を国家などの権力が取り囲んでいく事態に、多くの研究者が関心を寄せてきた。その嚆矢ともいえる研究にあたるのが、J. ウォーコウイツツの『売春とヴィクトリア朝社会』である。²⁾一九六〇〜七〇年代のフェミニズムに後押しされた氏の研究は、ミドルクラスの女たちによる伝染病法反対運動と、それに刺激された売春婦たちの抵抗活動を描いた。そこで叙述された「抵抗」の物語は、権力に押さえつけられながらも抗う力を持ちえた、同時代の女たちの主体性・自律性を意味するものとして、多くの女性史家により参照され続けている。

しかしながら、同時代における男女の権力関係を引くまでもなく、女—なかでも下層の女性労働者—の主体性・自律性のみを賞賛することは、彼女たちが実際に置かれていた抑圧的立場や苦境、そこで被った犠牲に目を背けることになる。したがって、近年の売春史研究では、同時代における女の主体性 (agency) と犠牲性 (victimhood) とのいずれにも偏重することのない、バランスのとれた叙述が求められている。³⁾

それでは、以上の動向をガイドに、本書の内容を各章ごとに整理しよう。

なお、本書は、本論が六章構成で、これに序章と「あと

がき」がつく。ふつう単著に見られる終章は省かれ、おおよそそれにあたるものは第六章の末尾の「エピソードと結論」とに代えられている。

二

序章においてまず言及されるのは、従来の研究の偏りである。著者によれば、J. ウォーコウイツによるブリマストとサウサンプトンの事例はこれまで典型とみなされてきたものの、伝染病法の指定都市は、経済基盤や都市政治構造、刑事裁判制度および警察組織の整備状況という点でそれぞれに差異が認められるという。したがって、同法のインパクトと「抵抗」の物語とを一元的に解釈することはできず、いまだ再検討の余地が残されているという(七頁)。そして、それを検証するための舞台として著者は、指定都市を多く抱えているにもかかわらず「ほとんど注目されてこなかった」ケント州を選択する。

しかしながら、舞台を変えてみたところで、これまでの研究が捨て置いてきた事柄の断片をただ無造作に拾い集めたのでは、筋の無い物語となるだけである。従来の議論を相対化するためには、どのような分析の視角が必要か。ここで著者がまず注目するのは、治安の歴史である。著者に

よると、従来の研究では、伝染病法の行政に注目する一方で、地元警察による売春婦に対する日々の取り締まり活動への関心が薄いという。著者は、このような治安の歴史の中に伝染病法を置き直してみることで、同法のインパクトを相対化するのだという(九—一〇頁)。

また、著者は、下からの接近も試みる。著者によれば、抑圧的な伝染病法の行政に対して、売春婦たちが抵抗していたという従来の説明は、少なくともケント州においてはあてはまらないばかりか、むしろ無抵抗ですらあったと指摘する。このことについて、彼女たちのライフ・ヒストリに迫ることで、その行動が持つ意味を解き明かせるのだという(一〇—一頁)。こうして著者は序章において、治安の歴史と売春婦のライフ・ヒストリという二つの視角からのアプローチを提示する。

第一章「売春、貧困、メイクシフト・エコノミ」(Prostitution, Poverty and the Makeshift Economy)では、貧困層の女たちが売春に従事した背景を、ケント州の地域経済に即して説明する。その際に重視されるのは、経済基盤の脆弱な地域に生きるものたちの、メイクシフト・エコノミ (makeshift economy)：弥縫的経済活動、生存のための一時しのぎ)である。著者はまず、ケント州で盛んなホッ

ブ栽培の摘み取り、製紙産業（造船業などと違い、女たちも携わることができた）、家事使用人、お針子、洗濯婦など、女たちがかわる労働市場の弱さを、季節雇用や給与の低さなどから指摘する。そして、貧困にあえぐ者たちは、時に窃盗などの犯罪行為、公的救済制度の利用、地域のチャリティ、物乞いなど、あらゆる手段に訴えていたことに触れ、これらの行為は、失業や飢えなどの生存をかけた喫緊の課題を乗り切るためのメイクシフトであり、そして売春行為でさえも、貧しい女たちが取りえた選択肢であったと説明する（三七―八頁）。

第二章「売春、生活様式、生活サイクル」(Prostitution, Lifestyle and Life Cycle)では、売春婦個人の生活における主体的な側面に光を当てることで、「犠牲者」に一元化された単純な解釈を避け、その多様性に注目する。彼女たちはそれぞれ異なる境遇―被雇用者、施設入所者、親を失ったものなど―を持ちつつ、限られた選択肢の中から売春行為を選び、生きる場所(住処)を選んだ。そんな彼女たちは、仲間たちとともに酒を飲み公衆の場で騒ぎをおこし、性病にかかった場合にも病院へ行かず、客や商売敵からの暴力や犯罪行為に晒されれば裁判を積極的に活用し、そして時に支えあいながら生きていた。このように、彼女たちは抑

圧的な状況に立たされながらも、その都度自ら判断し、なんとか道を切り開こうとしていた。このことから著者は、売春婦たちは、弥縫策を駆使し生きる、自らの歴史の行為主体であり、「犠牲者」という視点だけではとらえきれないとする（五八頁）。

第三章「売春の表象」(Representation of Prostitution)では、転じて、彼女たちに対する監視の目に言及する。とくに新聞報道は、地域社会の支配層が許容しうるリスクタビリティの概念を強化し、それに沿わないものに逸脱のレッテルを貼り、「他者性」を強調したという。ここで著者が注目するのは、「売春婦」にかんする裁判報道にみられる特徴的な描写である。たとえば、売春婦の人相は、流行りの人相学―人格が顔に表れるとする―に基づいてネガティブに表現されたという。彼女たちは「嫌悪感呼び起こすような」、「みだらな」、「不気味な」、「貧しい」顔つきで、そしてその身を覆う衣装は、「流行気取りの」、「目立つ」ものであると表現された。著者によれば、これらお定まりの表現は、彼女たちが売春婦であることを再確認し、許容される女らしさから逸脱していることを暗示していたという（七〇頁）。

第四章「売春の地理学」(Geographies of Prostitution)では、都市空間の利用をめぐる競争について、公共空間に設けられた時間の境界(temporal boundaries)・透過しうる境界(permeable boundaries)・道徳の境界(moral boundaries)に着目しながら検証する。「時間の境界」とは、ひとつの空間における時間による利用者の違いを意味する。すなわち、日中に町の商業地域として栄える目抜き通りは、夜には売春婦の活動圏となる。「透過しうる境界」が意味するのは、地域の労働者コミュニティに入り込む売春婦の姿である。彼女たちは、都市に点在する下宿屋に身を寄せながら、労働者と生活圏をともししていた。「道徳の境界」が指し示すのは、売春婦、警察官の混在である。取り締まる側と取り締まりを受ける側の彼／彼女は、ともに労働者コミュニティの住人として近接する存在であった。これら境界をめぐる事例から著者が導くのは、売春婦たちは社会から隔絶されていたのではなく、むしろ都市空間の中で混在して(socially mixed)いたという主張である(九〇頁)。混在していたからこそ、彼／彼女らは空間の利用をめぐり争ったのである。

第五章「売春の取り締まり」(Policing Prostitution)では、警察・司法システムの発展を確認し、ケント州の各

史苑(第七五巻第二号)

指定都市における影響を検証する。ここで示されるのは、伝染病法以前の地域社会における売春への「不寛容」の高まりである。近代警察の設置、刑事裁判制度の拡充、そして取り締まりの根拠となる法律の整備は、一九世紀中頃にかけてそれぞれ進められていった。警察は、従来の無給の治安官に代わる「新警察」が設置された。裁判制度も、略式裁判の定着や有給治安判事制度の導入により、新警察の取り締まり活動に対応した。浮浪者取締法(Vagrancy Act, 1824)と都市警察にかんする法改正(Town Police Clauses Act, 1847)は、いずれも街路における迷惑行為の取り締まりを容易にし、売春婦の徘徊や客引き行為、通行妨害などを禁じた。そして、このような制度上の展開は、都市による程度の差こそあれ、各地域の売春婦対策を強化したという。たとえば、ケント州の各指定都市における警察による売春婦起訴件数を、のちの伝染病法による起訴件数と比較すると、前者が一貫して多いという(一一九頁)。また、売春婦を罰することに躍起になる治安判事もみられたという(一二六頁)。

そして、これらのことから著者は、「伝染病法は、通常を取り締まりよりも特段に過酷なものであったようには思われない」と、同法のインパクトを強調する従来の研究に、疑問を投げかける(一三二頁)。

第六章「ケント州における伝染病法」(The Contagious Diseases Acts in Kent)では、治安の歴史を通して同州における伝染病法のインパクトを検証し、同法への売春婦の反応について、メイクシフト論から説明する。著者は、伝染病法行政における取り締まり、性病検査、入院措置、裁判・投獄について、売春婦本人にどれほどの影響があったのか、または反応が見られたのかに注目する。それによれば、取り締まりや性病の定期検査への大きな抵抗はみられず、病院内暴動は頻発していたものの、その原因は治療の判断をめぐる医師とのあいだの意見の相違によるものにつき、裁判においても、拘留刑に処せられるものはわずかであったという。これらのことから、「女たちは原則として伝染病法体制に反対していた」のではなく、むしろ一貫して「恭順」であったとする(一四八頁)。

しかし、この「恭順」は、伝染病法による抑圧ゆえではないか。この疑問に対して著者は、この「恭順」は売春婦の主体的なメイクシフトである、との読み替えを提案する。すなわち、売春婦たちはよりうまく生き残るために、検査という一時の抑圧・苦境に際し、合理的かつ主体的に「恭順」を選択してやり過ごしたという解釈である。また、これまで様々な苦境を経験した彼女たちにとって、検査は「それほどトラウマではなかった」と推測する(一五二―一三頁)。

さらに著者によれば、伝染病法による無償の性病医療の提供を歓迎し、検査後に発行される証明書を、性病に罹っていない「安全な女」の証明に利用し、またそれを免許とみなすといった、伝染病法を逆手に取る「受益者」もいたとする。とりわけ検査証は、売春婦の「市場価値」を高め、収入の増加に貢献したという(一五三頁)。

最後に著者は、散発的に終わつたケント州における反対運動に触れつつ、章末の「エピソードと結論」で、ケント州の事例研究は従来の研究に異議を唱えるものであることを強調した上で、売春婦の伝染病法への戦略的恭順という態度は、抑圧・犠牲と同時に、「周縁に生きる者たちの主体性というレンズを通すことで正当に解釈されうる」と結ぶ。以上が、評者なりに整理した各章の骨子である。

三

本書の意義とその評価

本書についてまず評価すべきは、売春婦個々人にかんする詳細な調査であろう。本書を通して一貫して言えることだが、いずれの章にかんしても、随所に売春婦のライフ・ヒストリが散りばめられており、著者の「下からの」売春史研究の意気込みがうかがわれる。また、このことが本書

全体のストーリーを豊かなものにし、興味を引き立てていると感じた。ライフ・ヒストリの構築に使われている史料は警察・裁判・刑務所史料、救貧施設史料、新聞、センサス、教区簿冊など、特に目新しさは無いものの、利用可能な史料をふんだんに用いて彼女たちを徹底的に追跡している。そしてその際、売春婦の性や犯罪といった目立つもの(点)のみに目を奪われることなく、彼女たちをその生涯(線)で捉えようとしており、これが分析に深みを持たせている。

評者がつとも意義深いと感じるのは、これまでの伝染病法研究の中で軽視されほとんど取り上げられなかった、「抵抗」[・]しない[・]ともすれば「犠牲」というレンズを通して見られがちな売春婦たちに注目し、メイクシフト・エコノミ論を通してその行動を主体性で読み替えたことである。ウォーコウィッツの主眼は権力への「抵抗」という主体性の叙述にあつたため、その研究の中で、抵抗しない売春婦が取り上げられることはまずなかった。本書はその欠落を埋めるものであるが、一方で、単に欠落を補完するにとどまるものではない。というのも、この読み替えは、彼女たちの「恭順」が主体性で解釈されうるというだけでなく、「抵抗」という行動の解釈そのものをも揺さぶる可能性を持つからである。たとえば、女たちによる病院内で

の破壊行為について、従来のナラティブでは、この行為は伝染病法体制そのものにたいする主体的抗議を意味するものと解釈された。しかし、新しい読み替えると、これは彼女たち自身の経済活動が制限されている状況への、メイクシフトからの抗議であると解釈できるのである。実際にいづれなのかは個々の事例を検証するほかはないが、本書の指摘により、複数の解釈の可能性が開かれたと言えよう。

また、伝染病法をめぐるインパクトとその解釈についても触れておきたい。本書では、ケント州の治安の歴史の中に同法を置き直すことによって、伝染病法の同時代的インパクトをこれまでのものよりも小さく見積もる。言い換えるならば、伝染病法の制定を、断絶や画期ではなく、「連続性」の視座から捉えるものと理解することができる。前後の時代とのつながりや、関連する諸領域から伝染病法を相対化する試みはこれまでもみられたが、その多くが同法をひとつの画期や絶頂とみなすものであった。⁶ゆえに、この指摘は興味深いと感じた。

本書の内容に関する疑問点

最後に、評者が本書を通読するなかで疑問に感じた点を三つ挙げる。

本書は、売春婦のメイクシフト・エコノミを重視し、そ

ここに主体性を読むことで、「抵抗」しない売春婦をその焦点に収めることに成功した。しかしながら、それは同時に、売春婦の行動原理を過度に弥縫的活動に限定して解釈してしまい、その他の観点を過少に評価する傾向にあるように思われる。例えば、伝染病法への反応について言えば、著者は抵抗しなかった売春婦たちについて、彼女たちにとって性病検査が「それほどトラウマではなかった」から検査に恭順であったと推測するが、この解釈の中には、抵抗しなくても、恐怖のあまりできなかったものに入る余地はない。

次に、対象とする時代について。本書は一八五六〜八六年までと時代が明示されており、伝染病法のインパクトを再検討するために、前の時代からの(治安の)変化・連続に注目していると理解できる。しかしながら、変化・連続という視座で臨むのであれば、伝染病法が廃止される一八八六年以後の状況も、検討対象とすべきではないか。廃止後に、治安や売春婦のメイクシフトに何か変化は見られなかったのか。また、伝染病法が存続していた時期であっても、そのような変化は見られなかったのか。この点にかんして著者は何も答えておらず、惜しく感じた。

最後に、史料について。第六章において著者は、定期検査の受診率の高さに言及したうえで、伝染病法を歓迎し積

極的に利用していた「受益者」たちの存在を指摘する。しかし、ここで著者が利用している史料には年代的なバイアスがみられる。すなわち、「受益者」の根拠とする史料の多くが、一八七〇年代前半の史料なのである。伝染病法をめぐる議論は決して単調であったのではなく、議会内外の動向はとりわけ一八七〇年代末になると大きく動いていき、医療行為の効果にかんする疑念も深まっていく。また、法規の上では、検査証明書の売春婦への発行は一八六九年に廃止されているのであるが、実際の医療現場では発行され続けていたのであろうか。史料を見る限り、これらの動向まではカヴァーしきれてはいないように思われる。

なお、通読するにあたって、年と、史料の引用頁数に誤りが多いことが気になった。²⁾

以上、本書の内容紹介とともに、評者の私見と疑問に感じたことについて述べさせていただいた。本書はこれまでの売春史研究の蓄積にケント州の事例を単に付け加えるだけではなく、売春婦の主体性にかんして、積極的に新たな視点・解釈を提示した。静的な「恭順」に主体性を見出すことは、動的で目立つ「抵抗」にそれを見出すことよりも、労を多とするものであったはずである。従来の研究よりも、売春婦の視点と論理に迫ろうと試みた意欲的な研究であり、参照する価値があるものと思われる。

註

(1) Contagious Diseases [Prevention] Act, 1864-86. 売春婦を医学的に管理する目的で制定された法律であり、売春婦と疑われた女は性病検査を強制され、罹患者には強制入院の措置がとられた。対象となる都市はイングラントとアイerlandの一八都市で、いずれも軍の駐屯地や施設などが置かれ、梅毒などの性病が流行していた。

(2) J. Walkowitz, *Prostitution and Victorian Society*, Cambridge: CUP, 1980. 永富友海訳、上智大学出版、二〇〇九年。

(3) R. M. Karras, *Common Women*, Oxford: OUP, 1996, p. 9.

(4) 本書の核となる部分については、二本の雑誌論文として刊行されたもの。A. Ager & C. Lee, 'Prostitution in the Medway towns, 1860-1885', *Local Population Studies*, vol. 83, 2009, pp. 39-55; C. Lee, 'Prostitution and Victorian Society revisited: the Contagious Diseases Acts in Kent', *Women's History Review*, vol. 21(2), 2012, pp. 301-16.

(5) 売春婦の協力的な態度について、著者は、性病の定期検査の受診率を提示している。受診率は次のように割り出されている。登録売春婦の実数を用いて、検査が二週間に一回たたくおこなわれた場合の検査回数を求め、そして実際の検査回数を用いて受診率を割り出している。それによると、各地で差はあるものの、ケント州では六八〜八五%の受診率になるといふ。

(6) 例えば、伝染病法を公衆衛生史の中に置き直し、女の身体への公衆衛生的介入の絶頂とみなす研究もある。F. Mort, *Dangerous Sexualities*, London: Routledge & Kegan Paul,

2000 (2nd ed.).

(7) 上記の例をめぐって。[p. 125, l. 26] 1975 → 1875: [p. 185, n. 87] p. 375 → p. 269; [p. 186, n. 118] 1866, p. 35 → 1868-69, p. 21. とくに、生の史料ではなく、デジタル化された史料のデータ上の頁数を誤って表記しているものが散見された。

(本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程)